

広島市社会福祉審議会運営規程の改正について

1 趣旨

広島市社会福祉審議会運営規程（以下「規程」という。）において、児童福祉専門分科会に入所措置等専門部会を置き、児童福祉法に基づく事務を行うことを定めている。

児童福祉法の改正（平成30年4月2日施行）に伴い、入所措置等専門部会の専決事項について所要の改正を行う。

2 改正の理由等

(1) 改正の理由

改正前の児童福祉法では、2か月を超えて一時保護を行うことが親権者等の意に反する場合、都道府県児童福祉審議会（本市においては入所措置等専門部会）の意見を聴くこととされていたが、同法の改正により、都道府県児童福祉審議会の意見聴取に替えて、家庭裁判所の承認を得ることとなった。（児童福祉法第33条第5項）

このため、入所措置等専門部会の専決事項のうち、一時保護に関する事務を削除する等の改正を行う。

(2) 改正の内容

ア 第4条第1項第1号中「及び同法第33条第5項に規定する意見具申」を削る。

イ 別表中「親権者等の意に反して2か月を超えて、一時保護を行おうとするとき及び一時保護を行った後2か月を経過するごとの一時保護継続についての意見具申」の項目を削る。

ウ 上記の外、平成30年4月1日付け組織改正に伴い、規定の整備を行う。（第6条中「健康福祉企画課」を「健康福祉・地域共生社会課」に改める。）

（参考）児童福祉法の改正について（抄）

現 行	改 正
<p>第三十三条 児童相談所長は、必要があると認めるときは、第二十六条第一項の措置を採るに至るまで、児童の安全を迅速に確保し適切な保護を図るため、又は児童の心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握するため、児童の一時保護を行い、又は適当な者に委託して、当該一時保護を行わせることができる。</p> <p>2～4 （略）</p> <p>5 前項の規定により引き続き一時保護を行うことが当該児童の親権を行う者又は未成年後見人の意に反する場合においては、児童相談所長又は都道府県知事が引き続き一時保護を行おうとするとき、及び引き続き一時保護を行った後二月を経過するごとに、都道府県知事は、都道府県児童福祉審議会の意見を聴かなければ</p> <p style="text-align: right;">ならない。（後略）</p> <p>6～10 （略）</p>	<p>第三十三条 児童相談所長は、必要があると認めるときは、第二十六条第一項の措置を採るに至るまで、児童の安全を迅速に確保し適切な保護を図るため、又は児童の心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握するため、児童の一時保護を行い、又は適当な者に委託して、当該一時保護を行わせることができる。</p> <p>2～4 （略）</p> <p>5 前項の規定により引き続き一時保護を行うことが当該児童の親権を行う者又は未成年後見人の意に反する場合においては、児童相談所長又は都道府県知事が引き続き一時保護を行おうとするとき、及び引き続き一時保護を行った後二月を超えて引き続き一時保護を行おうとするときごとに、児童相談所長又は都道府県知事は、家庭裁判所の承認を得なければならぬ。（後略）</p> <p>6～10 （略）</p>